

公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の申請について

(機械設備 (ポンプ設備)、機械設備 (ゲート設備)、災害対策用機械)

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和8年1月27日

国土交通省関東地方整備局
利根川上流河川事務所長
飯野 光則

記

1. 協定の目的

利根川上流河川事務所管内において発生した、地震・大雨等の自然災害及び予期できない災害（以下「災害」という。）が発生した場合において緊急的に実施する河川応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、災害により被災した利根川上流河川事務所が管理する河川施設等（機械設備）の応急復旧について、協定会社は、人員、資機材の派遣手続きを定め、被害の拡大防止と円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

2. 協定の内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 業務区間 利根川上流河川事務所管内（別紙－1のとおり）
- (3) 業務内容 業務内容は以下のとおりとする。
 - ・機械設備（ポンプ設備）、機械設備（ゲート設備）： 各設備における装置の状況把握及び応急復旧
 - ・災害対策用機械： 災害対策用機械の運搬・現地設営作業及び運転操作

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。

- (1) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和7・8年度一般競争（指名競争）入札
参加資格業者のうち、以下に示す区分に認定されている者
・「機械設備工事」（災害対策用機械を除く）
- (2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」
のA、B、C又はD等級に各付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき
再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき（2）の
競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者は除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものと
して、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 災害訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。
- (6) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法とがあるが、いずれかの方式でもよい。ただし、当該災害協定を締結する時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。
- (7) 関東地方整備局管内に本社、支店又は営業所を有すること。
- (8) 資格要件は、表－1（資格要件）のとおり。

表－1 資格要件

審査項目	資格要件	欠格要件
対応可能な内容 (調査様式－1)	調査様式－1（機械設備）「協定区分調査表（ポンプ設備・ゲート設備・災害対策用機械）」の設備区分のうち1項目以上対応可能なこと。	対応可能な作業が無い場合
協定に基づく出動要請 の場合の作業員出動の 可否 (調査様式－2)※1	作業員の人数（2名以上） 【協定区分が災害対策用機械の場合】 中型自動車第一種免許取得者の人数（1名以上）	班体制を確保できない場合
平成22年4月1日以 降に元請けとして履行 又は施工した実績 (調査様式－2)	【協定区分が機械設備（ポンプ設備）の場合】 過去に元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事の実績を有すること。 ・揚排水ポンプ設備（陸用ポンプに限る）の 点検整備業務 ※2	いずれかの履行又 は施工した実績が ない場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・揚排水ポンプ設備（陸用ポンプに限る）の新設工事、更新工事又は修繕工事 <p>【協定区分が機械設備（ゲート設備）の場合】</p> <p>過去に元受けとして完了又は完成し、引渡しが完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事の実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川用又はダム用ゲートの点検整備業務 ・河川用又はダム用ゲートの新設工事、更新工事又は修繕工事 <p>【協定区分が災害対策用機械の場合】</p> <p>企業の実績は求めない。</p>	
--	---	--

※1 協力会社、協定会社を含めても良い。（協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書（書式自由・了解印必須）を添付する。）

※2 ここでいう「点検整備」とは、年点検（設備を構成する装置において、機器の健全度の把握、システム全体の機能確認、劣化・損傷等の発見、管理運転時の計測、作動テストを行う点検で、「河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）国土交通省」の点検と同程度の内容）を含む業務とする。

4. 協定期間

協定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5. 申請書類

(1) 申請書 様式－1（協定参加申請書）

(2) 調査票 調査様式－1（協定区分調査票）

調査様式－2（機械設備（ポンプ設備・ゲート設備・災害対策用機械））

※ 調査票は令和8年4月1日現在で作成する。

調査様式－2については、調査様式－1で「対応可」と記入した協定区分の調査票を全て提出すること。

6. 申請書類の提出

申請書類は下記の受付期間内に受付場所へ持参、郵送（書留に限る。必着。）、FAX又は電子メールによるものとする。

FAX又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到着確認すること。

電子メールの場合には、件名に「災害協定申請書類・提出」と記載願います。

(1) 受付期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月13日（金）までとする。また、持参の場

合、および到着確認は、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分とする。

(2) 受付場所

〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19-1

国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 防災対策課

TEL 0480-52-3956

FAX 0480-52-9529

電子メール ktr-tonejo-saitai@mlit.go.jp(10MB以内)

(3) 提出部数

1部(A4サイズ)

※持参、郵送の場合は書面又はDVDとし、DVDの場合及び電子メールの場合のデータ形式はPDF形式とする。

※申請書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに前頁数を表示すること。(頁の記載例: 1/n ~ n/n)

7. 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等に対する質問は、以下のとおりとする。

(1) 提出方法

書面を持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

FAX又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到着確認すること。

電子メールの場合には、件名に「災害協定申請書類・質問」と記載願います。

(2) 受付期間

令和8年1月27日(火)から令和8年2月3日(火)までとする。また、持参の場合、および到着確認は、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

(3) 提出場所

上記6.(2)と同じ

(4) 質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行う。

① 期間 令和8年2月6日(金)から令和8年2月10日(火)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで

② 閲覧場所 6.(2)と同じ

8. 協定締結

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の締結及び非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知するとともに、利根川上流河川事務所のHPに掲示する。

なお、通知は令和8年3月6日(金)を予定している。

9. 締結できない者に対する理由の説明

協定を締結できない者は、利根川上流河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。

（1）提出方法

書面を持参、郵送、FAX 又は電子メールにより提出すること。

FAX 又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到着確認すること。

電子メールの場合には、件名に「災害協定申請書類・説明」と記載願います。

（2）提出期限

令和8年3月6日（金）から令和8年3月13日（金）までとする。また、持参の場合、および到着確認は、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

（3）提出場所

上記6.（2）と同じ

（4）回答期限及び方法

令和8年3月19日（木）までに書面により回答する。

10. その他

（1）申請書類は、利根川上流河川事務所ホームページよりダウンロードして下さい。

「<https://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/>」

（2）申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された申請書は、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

（3）提出された申請書は、返却しない。

（4）提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

（5）連絡先当調査

災害協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先及び、従事者数の状況を調査する。調査内容、時期は以下のとおり。

① 調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

　担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

・技術者及び作業員の人数調査

　協定に基づく出勤可能な技術者の人数及び作業員の人数

② 調査時期

　毎年4月中に依頼する。

③ 提出先

　6.（2）の受付場所と同じ。

④ 提出方法

電子メール、郵送、FAX 又は持参による。

(6) 本災害協定を締結している者は、総合評価落札方式で加点評価される工事があります。

以 上

別冊

災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（案）

（機械設備（ポンプ設備）、機械設備（ゲート設備）、災害対策用機械）

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長 飯野 光則（以下「甲」とい
う。）と、○○○○（株）代表取締役 ○○○○（以下「乙」という。）とは、地震・
大雨等の自然災害及び予期できない災害（以下「災害」という。）が発生した場合にお
いて緊急的に実施する河川応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次の
とおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害により被災した甲が管理する河川施設等（機械設備）の応
急復旧について、乙は、人員、建設資機材等の派遣手続きを定め、被害の拡
大防止と円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（業務内容）

第2条 業務内容は以下のとおりとする。

- ・機械設備（ポンプ設備）、機械設備（ゲート設備）：各設備における装
置の状況把握及び応急復旧
- ・災害対策用機械：災害対策用機械の運搬・現地設営作業及び運転操作

（業務の実施区間）

第3条 業務の実施区間は下記のとおりとする。

協定区間：利根川上流河川事務所管内（別紙－1のとおり）

2 甲が特に必要として協定区間以外の区間に出動を要請するときは、乙に協

議するものとする。

(業務の要請)

第4条 甲は、災害が発生し、必要と認められるときには、被害状況に応じて書面
または電話などの方法により乙に出動要請することができるものとする。

2 乙は、近年の異常気象を顧み、自然現象及び予期できない災害等が発生し
た場合は、常に最新の気象情報に留意するものとする。

3 乙は、甲から出動要請があった場合、速やかに現場責任者を定め、必要な
使用可能建設資機材等の状況、派遣可能人数を連絡するものとする。

4 乙は、甲から出動要請があった場合、できる限り速やかに出動し甲が管理
する施設の状況を把握するとともに甲の指示により災害の応急対応又は、甲
が所有する設備の応急対策・運用支援を実施するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲は、第4条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約
を締結するものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第6条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災
害補償制度に加入していなければならない。なお、加入する法定外労働災害
補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

(業務の指示)

第7条 業務の指示は、甲、施設管理課長または出張所長（以下「指示者等」とい
う。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第8条 乙または第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等

の方法により直ちに指示者等へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第9条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面により甲へ報告するものとする。

(建設資機材等の報告)

第10条 乙は、予め災害に備え第2条の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 甲は、甲が保有する建設資機材等について、予め書面により通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第9条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第13条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第9条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、または、使用する建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

2 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がこれを負担するものとする。

(訓練等への参加)

第15条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不当と認められる場合、または乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第18条 本協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第19条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19-1

国土交通省 関東地方整備局

利根川上流河川事務所長 飯野 光則

乙

別紙－1 協定区間（利根川上流河川事務所管内）

河川名	区 間		
	上流端	下流端	距離 (km)
利根川	左岸： 群馬県伊勢崎市大字柴町 右岸： 群馬県佐波郡玉村町大字小泉	左岸： 茨城県取手市 右岸： 千葉県我孫子市青山	101.0
利根川支川			
鬼怒川	茨城県守谷市（滝下橋下流端）	利根川との合流点	3.0
渡良瀬川	左岸： 栃木県栃木市藤岡町山合 右岸： 栃木県栃木市藤岡町藤岡	利根川との合流点	13.5
思川	左岸： 栃木県小山市大字乙女 右岸： 栃木県下都賀郡野木町友沼	渡良瀬川との合流点	3.0
巴波川	左岸： 栃木県小山市大字中里 右岸： 栃木県栃木市大平町伯仲	渡良瀬川との合流点	4.2
小山川	埼玉県深谷市大字高島地先（新明橋下流端）	利根川との合流点	2.7
広瀬川	群馬県伊勢崎市境中島	利根川との合流点	1.1
早川	左岸： 群馬県太田市前島町 右岸： 群馬県太田市堀口町	利根川との合流点	1.7
思川開発事業に伴うダム管理区間			
南摩川	栃木県鹿沼市上南摩町笹ノ越路	鹿沼市上南摩町字室瀬	7.7
栗沢川	栃木県鹿沼市上南摩町字栗沢	南摩川への合流点	2.3
沢ノ入沢川	栃木県鹿沼市上南摩町沢ノ入	南摩川への合流点	1.4
西ノ入沢川	栃木県鹿沼市上南摩町西ノ入	南摩川への合流点	2.3
合計距離			143.9